

|      |                              |
|------|------------------------------|
| タイトル | 農村地域政策の現段階と農民協同組織(開設50周年記念号) |
| 著者   | 山田, 定市                       |
| 引用   | 開発論集, 81: 119-137            |
| 発行日  | 2008-03-00                   |

# 農村地域政策の現段階と農民協同組織

山 田 定 市\*

## 目 次

- I はじめに
- II 分析の視点
  - 1 新自由主義をめぐる基本的矛盾
  - 2 地域農業と地域的・集团的生産力の発展
- III 農村地域政策の展開過程と農民協同組織
  - 1 戦後農業・農村の改革と農協の位置・役割
  - 2 農業・農村の構造改革と農民協同組織
    - (1) 高度経済成長と農協
    - (2) 経済構造改革の現段階と農協
    - (3) 農協広域合併の現局面
    - (4) 集落協同組織と農協
- IV 農民協同組織の新展開——その方向と展開条件——
  - 1 総合農協を軸とする農民協同組織の多面的展開
  - 2 持続可能な地域づくりと農民協同組織
- V 結 び

## I はじめに

いまわが国では国民の労働と生活に多大な犠牲を強いる政策が相次いで広範な分野にわたって実施されつつある。農業に関しては2007年度から「品目横断的経営安定対策」が実行に移されている。その主眼とするところは、米および主要畑作物（麦、大豆、てん菜、でんぶん用ばれいしょ）についてこれまで全農家を対象として実施されてきた価格保障制度を廃止して、政府の基準を満たす「認定農業者」（北海道では経営耕地面積10ヘクタール以上、都府県では4ヘクタール以上）および「集団営農」（集団として20ヘクタール以上）に対象を限定して政策的支援を行う、というものである。

この基準によると、これまでの価格保障制度の対象となる農家と対比して、この対策の対象となる農家（及び集団営農）が5～10パーセントに限られ、圧倒的多数の農家が「農業の担い手」と見なされないままに切り捨てられる状況に置かれる。いわゆる新自由主義的政策の「農業版」であるが、これに対しては農民および農業関係団体からの反対の行動が高まり、昨年7月の参議院選挙の結果も影響して政府から一部の見直し策が出されたが、基本的な内容と枠組

---

\*（やまだ さだいち）開発研究所特別研究員，元北海学園大学経営学部教授

みは変わっていない。この結果、農産物販売収入の大幅な減少と農業資材価格の騰貴によって農家経済が破綻の危機に直面している。

さらにこの過程で多くの農村集落が解体の危機に直面していることも見逃せない。

また、昨年4月には公正取引委員会から「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」が出されたが、これはそれに先立つ「規制改革・民間開放推進3か年計画」（2006年3月閣議決定）の中で「指針」の必要性が指摘されていたことと深くかかわっており、財界の規制緩和路線に沿った動きの一端と見ることができる<sup>(1)</sup>。

これらの政策動向に端的に示されているように、いま、わが国で実施されている経済政策ならびに関連する諸政策に通底しているのは新自由主義である。

そこで小論では、まず、新自由主義の基調とその歴史的背景を踏まえて、現代の地域政策をめぐる対抗的關係を新自由主義と経済的民主主義の対抗關係としてとらえるとともに、さらにこのことを小論の具体的分析を進めるうえでの基本的枠組みとして位置づける。

そのうえで具体的な考察の対象を農業、農村、農民の実態とその諸活動に絞り、新自由主義に主体的に対峙する経済的民主主義の発展の道筋を農業協同組合（以下、農協と略する）をはじめとする農民の協同の諸活動の中に探ってみたいと思う。

## II 分析の視点

### 1 新自由主義をめぐる基本的矛盾

新自由主義は現代資本主義における資本蓄積と支配権力をめぐる新たな政策的イデオロギーであるといえるが、その中で標榜する「市場原理の貫徹」のために「経済構造改革」を国家権力の強権的発動のもとに強行することは、それ自体、新自由主義の内包する矛盾を端的に露呈しているといえるが、このことは経済政策の中でもとりわけ地域政策の展開過程において端的に示されていると見ることができる。

このことはさらに具体的には新自由主義が1980年代に世界の政治経済の潮流として登場する歴史的背景とも密接にかかわっていると見ることもがきよう。

世界資本主義は、20世紀になって資本の蓄積の危機と階級権力の危機に直面し、政策上の対応に迫られた。経済政策の中でもとくに地域政策については植民地支配の崩壊後の国内地域開発政策ならびに後進国開発政策による海外投資に力点が置かれた。

この結果、第2次世界大戦後の経済政策は、各国の置かれている条件によって異なっていたとはいえ、戦後復興、地域開発、海外投資、雇用・福祉政策、軍備拡大などの諸領域にわたって各国の経済的条件を加味しつつ具体化されてきた。

それは総じて経済問題に対する政府の積極的関与と財政負担を伴う「大きな政府」の方向を指向していたことではほぼ共通していた、といえる。資本主義の危機に対処するためには国家が積極的に乗り出すことが不可欠であったともいえるが、そのさいにケインズ(J. M. Keynes,)

やビグー（A. C. Pigou）らによる経済理論と政策提言が大きな影響力を持ったことも確かである。

この政策の実施過程で各国の国内産業をめぐる不均等発展はやがて世界的な規模に及び、さらに貿易収支の悪化、財政破綻に直面し、大々的な政策の転換が避けがたい状況となり、「大きな政府」路線の持続がいつそう困難となった。

これに代わって 80 年代に入るとハイエク（Hayek, Friedrich August von）やフリードマン（Friedman, Milton）らの提唱する新自由主義（Neoliberalism）にもとづいてサッチャーリズムやレーガノミックスが経済政策のイデオロギーとして主軸をなし、やがて世界を席卷して現在に至っている<sup>(2)</sup>。

新自由主義は「大きな政府」路線から「小さな政府」路線への転換を基軸に据えて「経済構造改革」を中央政府による強権の行使によって行うことを主眼としている。それは自由主義とは相いれないイデオロギーであり、むしろ自由な経済活動を強权的に制限することに帰着する。独占資本主義のもとでは公正かつ平等の競争は成り立たない。むしろ「自由な競争」は一握りの独占資本とそれと結びつく特権勢力を利する結果を招く（新自由主義に内在する自己矛盾とその外在化）。

そのみではなく、新自由主義の内包する矛盾は国民（独占資本主義の支配体制に組しない諸階層）との対抗的関係を強め、やがて国民の側から経済的民主主義の実現に向けた主体的活動を芽生えさせる契機となる。

このような政策の流れの中で、現代の地域政策の内実もまた、その「小さな政府」路線に端的に示されているように、一面では、現代資本主義の体制的な危機のもとで政策体系としても多くの内部矛盾を含んでいるとともに、多面ではその実施過程で地域産業や地域住民との間でさまざまな対抗的関係に直面し、住民の主体的力量を高める、という側面を否定することができない。

これを地域住民の立場から見ると、“経済的民主主義”をめざすさまざまな活動を広げるための客観的、主体的条件がしだいに熟することに結びつく<sup>(3)</sup>。

いうまでもなく経済的民主主義は独占的大企業の横暴な支配を制限し、経済上の国民主権、国民本位の経済と生活を国民の力によって実現することにほかならないが、そのような課題はむしろ新自由主義の地域政策のもとで一段と浮き彫りになってきている。

したがって、ここでは経済的民主主義をめぐる課題を可能なかぎり、地域にそくして具体的に検証することが求められている<sup>(4)</sup>。

このような視点から小論では、経済民主主義の視点を据えた地域産業の実態の検証にあたって地域農業に焦点をしばって“地域農業における地域的集团的生産力の発展”を分析の視点として据えて、その中で農民の協同活動がどのような意義と役割を担っているかについて述べたいと思う。

## 2 地域農業と地域的・集団的生産力の発展

現在、家族農業経営が個別の農業経営システムとして自立して存続・発展することは容易ではない。同時にそのような中で農業機械化をはじめとする農業生産技術の発展を基礎とする農業労働の社会化のもとで、家族農業経営を保持しつつ必要な技術を共有ないし共同利用し、さらに必要によっては経営の部分的共同によって、個別から共同に至る農業生産（経営）システムを実現する可能性もまた高まっている。

第一に農業労働の社会化は、家族農業経営における家族協業を基底におきながら、さらに個別経営の枠を超えた個別経営相互の共同労働として生成展開する。

具体的には、農業生産労働、流通労働（共同出荷、共同販売など）、農産加工労働などについて農業労働の社会化は家族農民経営の枠を超えて重層的に展開する。

第二に、このような農業労働の社会化を基礎とする農業の社会的生産力は、集団的・地域的生産力として展開する。

“集団的生産力”は、家族農業経営における個別的農業生産力と個別農民経営の枠を越えた協同的農業生産力とが併存する中で重層的に展開する。

“地域的生産力”は、農業における主要な生産手段である土地の技術的・経済的性格によって条件づけられている。すなわち、農業においては、生産手段としての農地の地域的利用体系（例えば、土地改良・水利体系、地域的に設置されている大型機械・施設など）のもとで生産力も地域的生産力として展開する。

さらにこのような農業における社会的生産力の内包する二側面は、現実には分かちがたく結合して展開し、その意味で“集団的・地域的生産力”として展開している。

第三に、農業労働の社会化が農家相互の協同労働として形成・展開する中で、それを基礎とする協同システムとして協同組合（農協）が成立する。さらに協同組合の内部で協同労働の自立した形態として農協労働者が専門労働者として位置づくこととなる。

このような集団的・地域的生産力についてはすでに別の機会に述べたが<sup>(5)</sup>、いま資源・環境問題とかかわって社会の持続的発展が問われる中で、農業労働の社会化としての地域的・集団的生産力の現代的意義と、そのシステム化の具体的形態としての農協の位置と役割を中心にして検証することがあらためて必要となっている。

もう一つ、農業とのかかわりで、現代資本主義における土地問題についても視野に入れて置く必要がある。

土地は、資本主義的生産様式に先行する諸形態において、歴史的にそれぞれ独自の位置を占めてきた。土地は資本主義的に再生産できない生産手段であり、その有限性と不動性によって土地をめぐる独自の経済関係が、土地所有と土地利用・管理、地代、地価との関係を基底にして形成されてきた。その現段階的な特徴は、大要、次の諸点に示されている。

一つは、土地（資源）自体の有限性を基礎とする生産力の資本主義的歪曲の問題として現れている。食料自給率の急速な低下と農業内における部門間・地域間の不均等発展（それらによ

る不耕作地の増大)、農業における地力問題、広範な領域にわたる環境問題、生産力の不均等発展などがその諸相の一端を示している。

もう一つは現代の経済システムの中における土地所有、土地価格の問題である。資本主義のもとにおける土地問題については、資本主義体制のもとにおいても思い切った改革(例えば土地国有)が少なくとも論理的には不可能ではないが(土地国有)、いまだに社会システムの一環としてそれに着手した例はない。むしろ、80年代以降のバブル経済とその破綻が示したように、現代資本主義が内包する寄生性と腐朽性は土地所有に収斂して発現している。

このよう中で、いま求められている経済・社会システムの変革の課題を土地問題に即して考えるならば、その私有を基礎とする集团的所有・利用・管理のあり方について、地域の実態を踏まえて検証することが必要となっており、地域的・集团的生産力にもとづく土地・資源の共同管理のあり方、とりわけこのことにかかわる農協の位置と役割が問われている<sup>(6)</sup>。

### III 農村地域政策の展開過程と農民協同組織

#### 1 戦後農業・農村の改革と農協の位置・役割

わが国の戦後の農業・農村の改革の根幹をなしたのは農地改革であり、その後の農業政策は、農地改革によって創設された自作農を農業生産の担い手として維持することを基調として展開してきた。

農業協同組合法(以下、農協法と略する)によって新しく発足した農協は農民自身の自主的な協同組織であるとともに以後の農業政策を遂行するうえでの補完的役割を担い、また戦後誕生した新生農協にとっては、農政の補完的役割を果たすことはみずからの存続と発展のために必須の条件をなしていた。

また、わが国の農協の特徴として、全農家の加入、総合農協、系統三段階制の三つが広く指摘されているが、その原型は戦前の産業組合に端を発している。産業組合への全戸加入の推進、信用・販売・購買・利用(倉庫)事業による四種兼営化、都道府県・全国段階の連合会の体制的な整備などがこれを裏打ちしていた。具体的には1932年に開始された「農山村経済厚生運動」と産業組合組合拡充5カ年計画」を根幹として実施された。

このような政策は前述した世界恐慌以降の世界資本主義の危機対応策に通じる一面を持っていたとともに、海外侵略の体制づくりに加担していたことを意味する。

また、農協が発足後に直面した経営危機は戦後不況の波及、その前身である農業会からの不良資産の引き継ぎ、各種新規事業の失敗などに起因するところが大きかったが、その立て直しのために政府の多大なテコ入れと干渉によって農協の主体性を大きく損ねる結果を招いた。

しかし、大勢としては農協法にいう「農民の協同組織の発達を促進し、以て農業生産力の増進と農民の経済的社会的地位の向上を図り、あわせて国民経済の発展を期する」(農協法第1条)という規定は農協の社会的役割とその公共性を高めるうえで有意義であったといえると同時

に、農協をはじめとする各種の協同組合を独占禁止法の適用除外とする論拠ともなってきた<sup>(7)</sup>。

## 2 農業・農村の構造改革と農民協同組織

### (1) 高度経済成長と農協

おおむね 1955 年を画期として本格化した日本の高度経済成長は、発展途上にあった日本が経済構造の近代化によって先進国型経済構造への転換を目指す過程であった。この経済構造転換はきわめて短い期間になし遂げられたという点において欧米の経済構造の近代化と著しく異なった特徴を持っていた。

このようなキャッチアップ型の経済構造転換を成し遂げるためには農業構造改革が不可欠の条件をなした。1961 年に制定された農業基本法とその政策理念の具体化としての農業構造改善事業が大々的に実施され、農協がその下請けの役割を担った。

その主な目的は、農村労働力の都市への吸収、そのための条件整備としての農業機械化と経営規模の拡大などを主な内容とする農業近代化（農業構造改善事業）の推進、輸出市場の拡大と引き換えに必要な輸入拡大のための農産物貿易自由化の促進と農産物輸入拡大、などであった。

言い換えるとキャッチアップ型の経済構造転換を成し遂げるために、農業と農民を最大限に活用する政策が採られた。その際に農業基本法では、農業構造の改善にかかわって、家族農業経営の自立と育成を掲げているが、それと併せて「生産工程についての協業を助長する方策」として、「農業協同組合が行う共同利用施設及び農作業の共同化の事業事業の発達改選等必要な施策を講ずるとともに、…農業従事者の協同組織の整備」（農業基本法第 16 条）など「協業の助長」を施策の中で位置づけている点も見逃せない。具体的には農業構造改善事業の対象を集落単位で指定したことにも示されている。

このことの中には、農業近代化の実施にあたっては村落共同体を単に解体の対象とはしないで、伝統的共同体のメリットを近代化に援用するという政策的意図が含まれてきたといえる。

このような「近代化にあたって前近代化な農民・農村文化を活用する」という側面は労働力政策や企業経営戦略とも密接にかかわっている。

ちなみに、農業就業人口の推移を見ると、1955 年には 1,196 万人であったが、2000 年には 252 万人に減少し、その減少数は 944 万人に達する。この間に総就業人口は 4,465 万人から 6,365 万人となり約 1,900 万人が増大している。とくにほぼ高度経済成長期に見合う 1960 年から 1980 年の期間に、総就業人口は 4,465 万人から 5,552 万人に達して 1,087 万人増加しているが、この期間に農業就業人口は 690 万人減少しており、新規都市労働力の供給源としての農業・農村の役割の大きさを伺い知ることができる。

また、総就業人口に対する農業就業人口比率は、1955 年の 27 パーセントから 2005 年の 4 パーセントに低下している。ちなみに、欧米諸国では、ほぼ同じ農業就業比率の低下に 100 年～150 年を要したことと比較して対照的であり、一世代のなかでの労働力の移動が高い比率を

占めていたことを意味する。

このことはさらに、この時期に農村から都市に移り住んだ住民の中には、農民的文化を失うことなくそのまま都市に持ち込んだという一面を含んでいたことにも通じる。

このような農民的文化は、家父長制的な農民家族制度と勤労主義的な労働観ならびに村落（農村）共同体にもとづく社会秩序をその主な特徴としている。

さらに、このことが高度経済成長の実際の担い手となった“日本型経営”の展開と深くかかわってきたことに注目する必要がある。終身雇用制、年功序列型賃金体系、企業別労働組合がその支柱となったことについてはひろく指摘されているが、これに企業内教育を加えて日本型経営の四大支柱とみなすことができよう。

このような日本型経営の特徴とそれを支えてきた四大支柱は、農村社会から都市社会に急激に転換する中で農村的な社会秩序が都市に持ち込まれたことによってはじめて実現したと見ることができる。とくに村落（農村）共同体と農民家族制度の果たした役割は大きい。このことなしには前述の四大支柱は成り立たず、したがって日本型経営の展開もなかったといえる。

このように農民的生活様式（農民的文化）は、日本的経営の四大支柱の基底をなしてきたのであり、さらに農村共同体的な同族意識は「企業一家」的な企業観の基礎をなし（それは企業別労働組合としての特徴にも見られる）、農民の勤労観は長時間に及ぶ苛酷な労働に耐えることを支えてきた。

このような経済構造転換は、一面において日本社会の前近代性（農村的な社会秩序）に依拠して進められてきたのであり、むしろこのことがキャッチアップ型の近代化の日本の特徴を示してきた、といえる。

このようなキャッチアップ型の経済構造転換を目指す高度経済政策とそれを裏打ちする農業政策の展開は、同時に農協の組織と経営のあり方を強く条件づけた。とくに戦前からの政府の農業政策の下請機関としての役割を担い、むしろ、そのことを“てこ”にして自らの事業を拡大してきた農協にとって、基本法農政はむしろみずからの事業拡大を実現するための条件をなしてきた。

その限りでは農業政策の下請けを担うことと農協自体の事業及び組織の発展とは両立し、矛盾がないように見えた。しかし、実際には、農協の内外ですでに重大な矛盾が発生していた。

それはキャッチアップ型の経済構造転換に伴う矛盾・対立とも密接に関連している。もともと、経済構造転換（近代化）は、経済の発展をもたらすのであるが、反面、それは生産力と経済力の不均等な発展を不可避免的にともない、その過程で、貧富の差を階層的、地域的に拡大してきた。それは経済構造改革の推進によってさらに顕著となってきた。

## (2) 経済構造改革の現段階と農協

1970年代以降の農業政策は、基本法農政の近代化路線を継承しつつ、さらに農産物の貿易自由化の推進など、国内農業の縮小・再編を目指して一段と加速されてきた。

これにかかわる世界の主な動向としては、1985年のG 5会議（プラザ合意）、1986年のガット・ウルグアイ・ラウンドの交渉開始と93年の農業合意、1995年のWTO（世界貿易機関）の発足などがあり、国内にあっては農業基本法に代わって食料・農業・農村基本法が1999年に制定され、その後相次いで具体的な施策が打ち出され実施に移された。その端的な特徴は米麦を対象とする食糧管理制度が大幅に後退し、それが他の多くの農産物にも波及したことに示されている。食糧管理制度は米麦を対象として、戦後の食糧増産政策の根幹をなし、価格支持、政府による流通の全量統制によって進められてきたが、70年代になって本格化した稲作減反政策（水稻の作付け制限）によってその骨格が崩れ、以後、自主流通米制度（政府を経由しないで販売する制度）を皮切りとする米麦の流通の自由化、さらにそれに伴う米の市場価格の変動など、新たな事態が相次ぎ、1995年に新食糧法（「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」）が制定されたことと引き換えに食糧管理法が廃止された。1942年以来続いた米麦食糧管理制度が幕を閉じて、日本の農政がグローバル化に対応して貿易自由化の徹底に踏み切ることとなった。

「米麦農協」といわれるほどに米麦の食糧管理制度に強く存立の基礎を置いていた稲作地帯の総合農協は、稲作減反や米の新たな流通体制に協力することが自らの事業の縮小に直結する、という矛盾した事態に直面することとなった。言い換えると、農協は農業政策の下請けと代行の役割を担うことによって逆に事業運営の危機を深める、という矛盾に直面することとなった。

このことはこれまで農業政策の補完と代行の役割を担ってきた農協に代わって企業の本格的な参入に道を開き、そのために農協に対する制度的な優遇措置を取り除くために、財界からの農業への規制緩和に関する要請が一層強まることを意味する。

ちなみに、農業基本法では農業政策における農協の役割が明確に位置づけられていたのに対して、食料・農業・農村基本法（1999年11月19日制定）では直接に農協の位置づけに関する条項はなく、むしろ他の農業関係団体とともに「食料、農業及び農村に関する団体の効率的な再編整備」（第38条）の対象となっている。

このような事態は農協組織の内部でも重大視され、その対策について議論が重ねられてきた。しかし、その議論の重点は農政の基調と軌を一にする“効率化を目指す組織の再編”に置かれてきた。具体的には単位農協の広域合併と系統二段階制（市町村段階、全国段階）が二つの眼目とされてきたが、この中でとくに急速に進んできたのは単位農協の広域合併である。

### (3) 農協広域合併の現局面

そこであらためて農協合併の進行状況について見てみよう。

実は、基礎組織である単位農協の合併は、新農政に先だって基本法農政の開始とともに高度経済成長期の農業政策から一貫して推進されてきた施策であった。具体的には1961年に農協合併促進法が制定されたのを契機に農協合併が急速に進行してきた<sup>(8)</sup>。

表1によると、1960年に1万を超えていた農協数はその後減少の一途をたどり、2005年には9百を切るまでになっている。その中で正組合員戸数が5千戸を超える広域大規模農協は全体

表1 正組合員戸数別総合農協数の推移

| 正組合員<br>戸数(戸) | 1960   |       | 1970  |       | 1980  |       | 1990  |       | 1995  |       | 2000  |       | 2005  |       |
|---------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|               | 実数     | %     | 実数    | %     | 実数    | %     | 実数    | %     | 実数    | %     | 実数    | %     | 実数    | %     |
| ～ 499         | 7,273  | 63.1  | 2,429 | 41.6  | 1,500 | 33.4  | 1,003 | 27.9  | 611   | 24.9  | 321   | 23.1  | 132   | 14.9  |
| 500～ 999      | 3,734  | 32.4  | 1,920 | 32.0  | 1,306 | 29.1  | 962   | 26.8  | 562   | 22.9  | 225   | 15.8  | 92    | 10.4  |
| 1,000～1,999   | 520    | 4.5   | 1,020 | 17.0  | 983   | 21.9  | 904   | 25.2  | 564   | 23.0  | 243   | 17.1  | 101   | 11.4  |
| 2,000～2,999   |        |       | 329   | 5.5   | 368   | 8.2   | 357   | 9.9   | 269   | 10.9  | 134   | 9.4   | 85    | 9.6   |
| 3,000～4,999   |        |       | 191   | 3.2   | 263   | 5.9   | 261   | 7.3   | 233   | 9.5   | 179   | 12.6  | 149   | 16.8  |
| 5,000～        |        |       | 42    | 0.7   | 68    | 1.5   | 104   | 2.9   | 218   | 8.8   | 314   | 22.0  | 327   | 36.9  |
| 計             | 11,527 | 100.0 | 5,994 | 100.0 | 4,488 | 100.0 | 3,591 | 100.0 | 2,457 | 100.0 | 1,424 | 100.0 | 886   | 100.0 |
| 市町村数          | 3,526  |       | 3,280 |       | 3,255 |       | 3,245 |       | 3,234 |       | 3,230 |       | 1,882 |       |

(注) 農林水産省「総合農協統計表」、財団法人野恒太郎記念会『日本国勢図絵』(各年次)によって作成。

の4割近くに達するまでに増大してきた。

他方、市町村数は1960年以降、2000年までの40年間で1割ほどの減少にとどまっていたが、それ以降は「平成の大合併」が急速に進行中である。単位農協数と市町村数をみても、広域合併については農協の先導的役割が明らかであるといえよう。

戦前期には、いまの農協に匹敵する産業組合の普及のために、「1市町村1組合」の方針が掲げられて強力な行政指導がなされた。その結果、産業組合が未設置の空白市町村がほぼ解消し、基礎的な自治体ともいえる市町村自治体では、行政機関としての市町村と農業経済団体としての産業組合がいわば「車の両輪」として両立して存在し、地域振興に一定の役割を果たしてきた。さらにそれが戦後の農協にも引き継がれてきたのであった。

これに対して現に進みつつある広域合併とそれによる市町村行政区画を超えた大型農協の出現は、地域農業システムにおいていわば「車の両輪」の役割を担う立場にある市町村自治体と農協の連携をいっそう困難にしている。

そのみではなく、農協系統組織については都道府県連合会を抜いた系統二段階制とし、他方、地方自治体については道州制とする、という構想は、ともに“規模の効率”を根拠としているが、むしろ協同組合や地方自治体のように地域に存立の基礎を置き、その運営に構成員がかかわっている場合には、“効率”は構成員が主体的に判断するさいの参考データの一端にすぎない。

このことにかかわっては、すくなくとも次の諸点に留意する必要がある。

第1に、例えば農協と地方自治体のそれぞれの組織のあり方について考える場合には、“効率性”をはじめとする多岐にわたる条件・要因への配慮が求められるが、そのさいに必要な判断をどれがけ構成員に委ねることができるか、ということが重要な意味を持っているといえる。

このことを敷衍して考えるならば、営利組織と非営利組織における意志決定と運営ということの一つとっても実に多面的な検証とそれにもとづく判断が求められる、といえる。

第2に、現に、地方自治体と農協は、それぞれ異質な組織・団体であるにも拘わらず、広域合併という共通の「処方箋」を「規模の効率性」という一元的な指標に基づいて判断を迫られ

ている、といえよう。

第3に、上記の2点に制約されることなく考えるならば、現実の対応も著しく自由度を広げることが可能である。

農協に関しては、単位農協の広域合併のみが先行しているが、それに代わって、必要な事業について必要性を求めている農協（農民）が新たに事業連合会（或いは単一事業農協）を組織することなどは一つの方策といえよう。現に北海道では都府県に比べて広域であることもあって、十勝、網走などでは単位農協同士の事業連合組織が存立し、有効に機能している。

その主旨は農民の民主的基礎組織としての単位農協を活動の基本に据える、ということにある。また、協同組合における協同組合間協同の原則に基づくならば、生協、漁協、森林組合、中小企業協同組合などとの事業提携も視野に入れることが可能となろう。

また、地方自治体についても自治体相互の連携の事例は地方分権の中で広がりつつあるといえよう。

この点を確認するために、農協のみではなく、集落段階の農民組織を含めて農民協同組織の重層的展開に注目してみたい。

#### (4) 集落協同組織と農協

農民の営農と生活をめぐる格差問題は農民層分解の問題として議論され、この過程の中で農協が果たしてどのような役割を担うことができるか、ということが絶えず注目されてきた。この点にかかわって、現に農協が格差拡大を積極的に促進しないまでも、抑制することがますます困難になりつつある、ということは否定できない。

さらにこのような中で農協が現に実施している経済事業については、組合員農家の中でも上層農家に有利に作用していることが明らかである。

例えば、表2によって農協の経済事業の中でも中心的事業の一つである信用事業について、

表2 経営耕地面積広狭別借入金（都府県）

金額単位：千円

| 経営<br>耕地<br>面積 | 短 期 借 入 金   |            |            |       |                  | 長 期 借 入 金   |            |            |       |                  |                              |
|----------------|-------------|------------|------------|-------|------------------|-------------|------------|------------|-------|------------------|------------------------------|
|                | 財投・<br>財政資金 | 農協系<br>統資金 | その他<br>借入金 | 小計    | $b_1/d_1$<br>(%) | 財投・<br>財政資金 | 農協系<br>統資金 | その他<br>借入金 | 小計    | $b_2/d_2$<br>(%) | $\frac{a_1+b_2}{d_2}$<br>(%) |
|                | $a_1$       | $b_1$      | $c_1$      | $d_1$ |                  | $a_2$       | $b_2$      | $c_2$      | $d_2$ |                  |                              |
| ～ 0.5 ha       | 8           | 791        | 15         | 814   | 9.7              | 70          | 670        | 540        | 1,280 | 52.3             | 31.2                         |
| 0.5～ 1.0       | 1           | 82         | 27         | 60    | 5.3              | 47          | 860        | 1,128      | 2,035 | 42.3             | 44.6                         |
| 1.0～ 1.5       | 6           | 199        | 19         | 224   | 9.9              | 64          | 521        | 872        | 1,457 | 35.3             | 40.1                         |
| 1.5～ 2.0       | 89          | 101        | 829        | 1,019 | 9.9              | 64          | 705        | 452        | 1,221 | 57.7             | 63.0                         |
| 2.0～ 3.0       | 28          | 124        | 55         | 207   | 6.0              | 62          | 751        | 443        | 1,256 | 59.8             | 64.7                         |
| 3.0～ 5.0       | 25          | 213        | 73         | 311   | 6.8              | 252         | 605        | 874        | 1,731 | 34.9             | 49.5                         |
| 5.0～ 7.0       | 47          | 242        | 84         | 373   | 6.5              | 634         | 1,233      | 560        | 2,427 | 50.8             | 76.9                         |
| 7.0～10.0       | 275         | 273        | 175        | 723   | 37.7             | 1,536       | 2,594      | 405        | 4,535 | 57.3             | 91.0                         |
| 10.0 ha～       | 249         | 832        | 404        | 1,485 | 56.0             | 3,027       | 3,871      | 1,366      | 8,264 | 46.8             | 83.4                         |
| 平 均            | 23          | 197        | 136        | 356   | 55.3             | 111         | 749        | 807        | 1,667 | 44.9             | 51.6                         |

(注) 1 農林水産省「経営形態別経営統計（個別経営）」によって作成。

2 2005年度末残高の実績による。

農家の借入金の状況を階層別（経営耕地面積別）にみると、次のような特徴を読み取ることができる。まず、「農協系統資金」は零細農家の利用比率が低いこと、財政的な裏付けがあって農家にとって貸付条件の有利な「財投（＝財政投資）・財政資金」は上層農家の利用割合が高いこと、それとは逆に農家にとって貸付条件の不利な「その他借入金」は零細下層農家において高率となっている。

少なくとも信用事業については「農協系統資金」がある程度の“下支え”の機能を果たしているとはいえ、全体としては農協の信用事業についても市場原理が厳しく貫徹し、そのことによって組合員農家間の階層格差を抑止できない状況になっているといえることができる。

このような状況のもとで、新たな運営上の課題が浮き彫りになってきているといえよう。

その一つは、農協運営において“平等”と“公正”をどのように保つかということである。組合員間の経済格差の拡大という事実に照らして平等と公正を実現すること自体がますます困難になっているように見える。しかし、新自由主義のもとでの市場競争がいつそう激化する中でこそ、平等と公正の実現を重要視した運営がますます重要になっている、とみるべきであろう。

この点にかかわってあらためて日本の農業協同組合法の規定の現代的な意義に注目する必要がある。すなわちその第1条は「この法律は、農民の協同組織の発達を促し、以て農業生産力の増進と農民の経済的社会的地位の向上を図り、併せて国民経済の発展を期することを目的とする」と規定している。

ここでとくに注目すべきことは、農協が単に農民のための協同組織であるだけではなく、農協を国民経済の発展に貢献するという社会的役割を担った協同組織として位置づけている点である。言い換えると、農協法では、農協を社会的な“公共性”を持った農民組織として、したがって“平等”と“公正”をめざす組織として位置づけているのである。市場経済が経済格差の拡大を不可避免的にともなうとすれば、“平等”と“公正”の見地から格差拡大を緩和し是正するための努力を最大限に追求することが農協の社会的役割として求められているといえる。

このことは最近になって注目されている“市場経済下のセーフティネット（安全網）”の役割とも密接にかかわっている。

例えばセーフティネットを具体化するうえで、とくに農協の場合にはさらに二つの点に留意する必要がある。その一つはこれまで農協組織の末端に位置して補完的役割を担ってきた集落組織をどのように位置づけるか、という課題である。

これまで村落共同体は一方では農協の下部組織として、また他方では市町村自治体の末端機構としての役割を担ってきた。

前近代的社会秩序としての村落共同体が農村近代化の過程で解体するなかで、これまでのように農協の基礎組織としての役割を果たすことはいつそう困難になってきている。しかし、村落共同体については解体化の過程をたどるだけでなく、反面ではそれぞれの国の歴史的条件のもとで近代的なコミュニティ（community）に改編する可能性もあることも含めて、集落組織

の多面性に着目して検証する必要がある。

ちなみに、表3によれば、広域合併の急速な進展の中で集落組織数は減少しつつあるとはいえ、農村社会構造の中にあって農村集落が依然として不可欠の地歩を保持し続けていると見ることができる。

また、表4によると、農協の業種別生産組織が組織されていて農協の生産部門別の部会活動を支えていることが明かである。

二つめとして、組合員農家の生産・経営の多様化に農協がどう応えるか、ということが課題となっている。

農協組合員構成の多様化は、農家の階層別構成の変化と併行して早いテンポで進んでおり、それが農協組合員の要求の多様化に結びついており、農協経営のあり方を一層複雑にしている。

表5によると、正組合員数の微減、準組合員数の急速な増大、その結果としての準組合員数比率の高まり、などの特徴が読み取れる。農協の正組合員は農業者（農協の定款に定められた耕地面積または農業従事日数による）、農事組合法人など農協法（第12条）に規定された資格を有する者などによって構成されており、準組合員は当該農協の地区内外にあつて農協施設の利用する者（議決権を持たない者）からなっている。表5に示された組合員の動向は、農業者としての資格条件の緩和（農業者1戸から複数の加入）、農協事業の拡大のための準組合員の加入促進などの動きを反映しているといえるが、組合員の多様化のもっとも大きな要因は前述し

表3 集落組織の推移

| 年度   | 該当組合数 | 組織数     | 1組織平均戸数 |
|------|-------|---------|---------|
| 1975 | 4,033 | 195,698 | —       |
| 1980 | 4,051 | 205,987 | —       |
| 1985 | 3,843 | 205,306 | 34      |
| 1990 | 3,258 | 202,615 | 33      |
| 1995 | 2,202 | 198,693 | 25      |
| 2000 | 1,217 | 185,512 | 30      |
| 2005 | 771   | 172,731 | 25      |

(注) 1 農林水産省「総合農協統計表」によって作成。

2 1974年以前は集落組織に関する統計が記載されていない。

表4 業種別生産組織数の推移

| 年次   | 業種 | 耕 種   | 野 菜    | 畜 産   | 果 樹   | 養 蚕   | 花き・花木 | 菌茸類   | その他   | 合 計    |
|------|----|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 1975 |    | 7,992 | 7,900  | 8,771 | 4,404 | 3,687 | 1,678 | 1,221 | 2,398 | 38,051 |
| 1980 |    | 6,560 | 8,698  | 7,647 | 4,152 | 2,137 | 1,720 | 1,481 | 2,337 | 34,732 |
| 1985 |    | 7,147 | 9,823  | 7,282 | 4,648 | 1,515 | 1,896 | 1,538 | 2,253 | 38,102 |
| 1990 |    | 6,881 | 10,662 | 6,121 | 4,599 | 1,169 | 2,073 | 1,468 | 2,526 | 35,499 |
| 1995 |    | 5,481 | 9,819  | 4,626 | 4,062 | 500   | 2,038 | 1,091 | 2,425 | 30,042 |
| 2000 |    | 4,545 | 8,116  | 3,511 | 3,348 | 222   | 1,927 | 738   | 2,258 | 24,665 |
| 2005 |    | 3,793 | 7,191  | 1,346 | 2,781 | 94    | 1,599 | 500   | 2,041 | 20,471 |

(注) 農林水産省『総合農協統計表』によって作成。

表5 農協組員数の推移（全国）

| 年度   | 正組員数(a) | 準組員数(b) | (a) + (b) | (b)/(a) |
|------|---------|---------|-----------|---------|
| 1970 | 5,890   | 1,387   | 7,277     | 23.5    |
| 1975 | 5,774   | 1,898   | 7,672     | 32.9    |
| 1980 | 5,641   | 2,244   | 7,885     | 39.8    |
| 1985 | 5,542   | 2,526   | 8,068     | 45.6    |
| 1990 | 5,543   | 3,065   | 8,608     | 55.3    |
| 1995 | 5,542   | 2,526   | 8,068     | 45.6    |
| 2000 | 5,249   | 3,859   | 9,108     | 73.5    |
| 2005 | 4,997   | 4,190   | 9,187     | 83.9    |

(注) 1 単位 千人, %

2 農林水産省「総合農協統計表」によって作成。

た農協の広域合併にほかならない。言い換えれば、広域合併にともなって、農協地区内に多様化、異質化を促す要因が地域別、階層別に拡大深化し、いっそう複雑化していると見ることができる。このことを踏まえて以下では農民協同組織の新しい方向性を探ってみたい。

#### IV 農民協同組織の新展開——その方向と展開条件——

##### 1 総合農協を軸とする農民協同組織の多面的展開

わが国の農協組織は、これまで農家の全戸加入、総合農協、系統三段階制を三大支柱として展開してきた。言い換えればわが国の地域農業システムは家族農民経営を基底に据えて構成された地域農業システムとして積極的な役割を果たしてきた。反面、それはわが国の地域農業政策と目的と進路を共有し、その下請けと補完の役割を担うことによって自らの組織と事業を存続することになり、自主的協同組織としての発展を制約することになった。

しかし、自作農主義を基調とする戦後農政の「遺産」が基本法農政、新農政、さらにグローバル化に対応した新自由主義の構造改革へと転回することによって、方向性としては国内農業の崩壊の危機が大きくなっている。

これに対する方向として経済的民主主義に依拠した地域農業の発展について考える場合、あらためて家族農民経営を基底に据えた地域的・集团的生産力の多面的な発展を課題とすることができる。

このこととかかわって、表6は高度経済成長期以降現在に至る期間の農家・農協の資産形成の推移を示しており、表7は農協の共同利用施設の具体的な内容を示している。

高度経済成長期には農家段階での農業機械化が急速に進んでいるが、おおむね1980年代になると農協有形固定資産が急速な伸びを示し、現在では農家の固定資産と合わせた農業固定資産の中で農協有形固定資産は約3分の1に相当する。つまり、農業機械・施設を基軸とする農業生産力は、個別農業経営ごとの実用化とともに農協が所有して組員農家の共同利用に供しており、いまや地域農業システムの中において農協セクターは欠かせない位置を占めているとい

表6 農家・農協の資産形成の推移

(金額単位:10億円,%)

| 年度末  | 農家の固定資産(土地を除く) |       |       |        |          | 農協有形<br>固定資産(c) | $\frac{c}{a+c}$ |
|------|----------------|-------|-------|--------|----------|-----------------|-----------------|
|      | 農機具            | 動・植物  | 農用建物  | 小計(a)  | 純固定資産(b) |                 |                 |
| 1961 | 454            | 364   | 1,615 | 2,433  | —        | 69              | 2.8             |
| 1965 | 731            | 609   | 2,790 | 4,130  | —        | 154             | 3.7             |
| 1970 | 1,264          | 1,142 | 4,691 | 7,097  | —        | 426             | 6.0             |
| 1975 | 2,594          | 1,704 | 4,205 | 8,503  | 16,875   | 926             | 10.9            |
| 1980 | 3,501          | 1,505 | 4,594 | 9,600  | 27,588   | 1,441           | 15.0            |
| 1985 | 3,496          | 1,511 | 4,845 | 9,855  | 29,315   | 1,719           | 17.4            |
| 1990 | 3,798          | 1,623 | 5,214 | 10,635 | 33,051   | 2,168           | 20.4            |
| 1995 | 3,285          | 1,596 | 5,254 | 10,135 | 33,979   | 2,620           | 25.9            |
| 2000 | 3,929          | 1,593 | 5,239 | 10,761 | 33,773   | 3,424           | 31.8            |

(注) 1 純固定資産には、住宅、非農業用建物を含む。

2 農林省『農業及び農家の社会勘定』, 農林水産省『農業・食料関連産業の経済計算』, 同『総合農協統計表』によって作成。

表7 総合農協の共同利用施設の所有状況

| 主な施設の種類の       | 年 度   |       |       |       |       |       |       |       |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                | 1970  | 1975  | 1980  | 1985  | 1990  | 1995  | 2000  | 2005  |
| 精米麦施設          | 2,242 | 2,914 | 2,863 | 2,689 | 2,517 | 2,243 | 2,028 | 1,601 |
| ライスセンター        | 531   | 1,012 | 1,603 | 1,832 | 2,038 | 1,995 | 1,851 | 1,747 |
| カントリーエレベーター    | 60    | 150   | 223   | 310   | 454   | 603   | 792   | 761   |
| 共同育苗施設         | —     | 1,659 | 2,080 | 2,272 | 2,272 | 2,302 | 2,024 | 1,640 |
| 青果物集荷施設        | 1,982 | 4,811 | 6,352 | 6,940 | 6,850 | 5,966 | 5,342 | 4,494 |
| 青果物市場          | 155   | 150   | 138   | 162   | 240   | 144   | 92    | 91    |
| 青果物選果施設        | 1,270 | 1,830 | 2,124 | 2,361 | 2,482 | 2,331 | 2,074 | 1,822 |
| 青果物貯蔵施設        | 296   | 754   | 941   | 1,201 | 1,356 | 1,401 | 1,281 | 1,064 |
| 青果物冷蔵施設        | 203   | 496   | 952   | 1,381 | 2,009 | 2,137 | 2,001 | 1,757 |
| 青果物加工施設        | —     | —     | —     | 286   | 467   | 578   | 535   | 459   |
| 肉用牛繁殖育成センター    | 149   | 309   | 298   | 302   | 242   | 188   | 153   | 128   |
| 共同採草放牧場        | 158   | 169   | 173   | 190   | 160   | 123   | 114   | 69    |
| 家畜市場施設         | 251   | 206   | 216   | 212   | 187   | 68    | 58    | 61    |
| 畜肉加工施設         | —     | —     | —     | 27    | 51    | 56    | 51    | 36    |
| クーラーステーション     | 125   | 238   | 216   | 118   | 118   | 64    | 59    | 31    |
| 飼料バラ受施設        | —     | 2,326 | 2,903 | 2,407 | 2,034 | 1,301 | 1,075 | 683   |
| 農業機械サービスステーション | —     | 2,440 | 2,716 | 2,744 | 2,605 | 2,303 | 2,026 | 1,582 |
| 給油所            | —     | 4,483 | 5,209 | 5,467 | 5,593 | 5,152 | 4,533 | 3,356 |

(注) 農林(水産)省『総合農協統計表』によって作成。

える。

とくに表6は、表7とも関連しつつ、現段階にいたる農業の地域的・集団的生産力の現段階の一端を示す基本的な指標と見ることができる<sup>(9)</sup>。

それと同時に、地域農業の多面的な発展をめざしつつ地域農業システムの全体像を把握するためには、総合農協とともに専門農協の位置づけがますます重要である。表8は専門農協の組織の概要を示している。専門農協が減少傾向にあることは否定できないが、その中には総合農協の合併にともなって解散ないし吸収合併したケースも少なくない。

表8 業種別専門農協数

| 年次   | 畜産  | 酪農  | 養鶏  | 園芸特産 | 農村工業 | 計     |
|------|-----|-----|-----|------|------|-------|
| 1998 | 245 | 360 | 195 | 411  | 164  | 1,375 |
| 2002 | 229 | 320 | 183 | 381  | 149  | 1,262 |
| 2007 | 156 | 237 | 124 | 313  | 75   | 905   |

(注) 農林水産省『農業協同組合等現在数統計』によって作成。

むしろ今後、地域農業の多面的な発展をめざすにあたって重要なことは、農業生産の担い手が家族農民経営の持続的存立を基礎にしてその周辺にさまざまな規模と生産部門にわたる農業経営が存立する、という重層的・多面的な地域農業構造をいかに構築するかということであろう。

そのさいに、農協については、まず単位農協を基底に据えて地域農業の構造的な特徴を踏まえて総合農協と専門農協の有機的な連携を実現することが必要であると同時に、さらに農協地区の範囲を超えた圏域にわたって連合会や専門農協が存立する、というあり方が考えられよう。

そのさいに農協のあり方を判断し行動する主体は組合員であり、絶えず組合員の主体的力量が問われることになる。この点にかかわって農協法には“専用契約”に関する条項があり、実践的にも有効であると思われる<sup>(10)</sup>。

専用契約について農協法では「組合施設の専用契約」に関して「定款の定めるところにより、一年を越えない期間を限り、組合員が当該組合の施設の位置部を専ら利用すべき旨の契約を組合員と締結することができる。②前項の契約の締結は組合に任意とし、組合は、その締結を拒んだことを理由として、その組合員が組合の施設を利用することを拒んではならない。」(農協法第19条)と規定している。

その実施状況の概要は表9のようになっており、その締結農協数は年を追って減少しているが、1970年には締結組合員数も約24万人に達していた。

新自由主義にもとづく経済構造改革の一環として規制緩和路線に沿った農協攻撃が独占禁止法の適用除外問題として打ち出されている状況のもとで、この条文を積極的に活用した主体的

表9 農協の専属利用契約数の推移

| 年度   | 総合農協数 | 専属利用契約組合数の内訳 |             |            |            |            |             | 合計    |
|------|-------|--------------|-------------|------------|------------|------------|-------------|-------|
|      |       | 青果物<br>販売施設  | 畜産物<br>販売施設 | 飼料<br>購買施設 | まゆ<br>販売施設 | 共同<br>利用施設 | その他<br>事業施設 |       |
| 1970 | 5,990 | 439          | 284         | 282        | 238        | 319        | 16          | 1,578 |
| 1975 | 4,765 | 177          | 191         | 239        | 232        | 266        | 16          | 1,121 |
| 1980 | 4,488 | 162          | 91          | 126        | 183        | 245        | 71          | 878   |
| 1985 | 4,242 | 136          | 60          | 86         | 158        | 222        | 77          | 739   |
| 1990 | 3,591 | 113          | 31          | 61         | 115        | 194        | 74          | 588   |
| 1995 | 2,457 | 83           | 13          | 24         | 47         | 125        | 43          | 335   |
| 2000 | 1,424 | 61           | 10          | 11         | 19         | 92         | 25          | 218   |
| 2005 | 886   | 35           | 5           | 3          | 9          | 82         | 28          | 162   |

(注) 農林水産省「総合農協統計表」によって作成。

対応も検討に値するのではなかろうか<sup>(11)</sup>。

## 2 持続可能な地域づくりと農民協同組織

“持続可能な社会”についてはさまざまな立場からの理解が可能であるが、これを“持続可能な地域づくり”というより実践的な課題に即して考えた場合、地域づくりの主体である住民の労働と生活をいかに持続的に維持し、向上させるか、ということがあらためて問い返されなければならない。

言い換えると地域社会の再生産構造の主体的な担い手である都市労働者と農民の労働と生活をどのようにして持続的に発展させるかという問題である。

まず、都市労働者の生活過程を資本主義社会を基礎にして考えるならば、それは資本家にとっては労働力商品の再生産の過程であるが、他方でその同じ生活過程が労働者にとっては自らの生命と種族とを持続的に再生産する過程としての役割を有している。

このような視点に立ってみると、失業という事態の意義も資本と労働者のいずれの立場に立つかによってその持つ意味合いが全く異なっており、対立的である。労働者にとっては失業は自らの生活の持続的維持を否定する条件となるが、資本家にとっては、失業は資本が必要とする労働力を継続的に確保するための調整的手段としての意義を有する。

このように、“持続可能な発展”の内実として労働力の持続的再生産の視点を加えて認識することによって、“持続可能な発展”それ自体に内包する矛盾・対抗関係をはじめて鮮明にすることができる。

言い換えると、持続可能な発展の意味するところは、資本にとっては資本の連動の永続性であり、労働者にとっては、個人と種族の持続的繁栄であって、両者が鋭い対抗的關係に立っているのである。

“持続可能な発展”は、労働を含む人間生活において、“人間的な労働”とより豊かな生活を個別的（世代的）・集団的に持続し充実・向上することについての認識を何よりも重視して考えなければならない。その意味で“持続可能な発展”は単に産業の持続的発展にかぎる問題ではなく、個人（家族）、地域集団、民族の持続的な存在と生活の持続的な営みが基底におかれなければならない。

都市に対して地域のもう一方の極に位置する農業・農村社会の持続的発展の中で農民はどのような存立条件に立つか、という視点に立って考えるならば、地域農業の担い手としての家族農民経営の労働と生活を第一義的な存立条件として位置づけることができる。それは単に農民家族自体の“生存権”にのっとってそういえるだけでなく、地域農業の持続的発展の担い手として社会的に必須の存在である、との認識に基づいている。

このように循環型地域社会の基本型は上述した都市社会（労働者を中軸とする住民諸階層）と農村社会（農漁民を軸とする住民諸階層）の協同のうえに成り立つということができる。

このことを協同組合に即して考えるならば、協同組合間協同があらためて現代的な意義を

持っているといえよう。

ここでいう循環型地域システムは、資本主義的再生産構造の批判と克服を目指した実践的な課題を内包している。このこととかわかって、マルクスは都市と農村の新たな協同の可能性として示唆していると理解することができる。

資本主義下の再生産構造のもとにおける“生産－流通－消費”の過程で商品が消費されるということは、その商品が流通（交換）過程から脱落し、再び生産に結びつくことがないということの意味している。言い換えれば資本主義の再生産構造は基本的に循環型経済システムとは相容れない経済システムである。

それゆえ、循環型経済システムを目指すとするれば、それは意識的・自覚的行為によるほかはなく、そのような行為はそれ自体、資本主義に対する批判と克服の行為であることを意味している、と見ることができる。

その意味で都市と農村の協同は、相互に異質な構造を持つ地域の連携・協同によってより高い生産力段階における循環型経済システムを構築するにあたって、その基本型を示している。

循環型地域システムは一定の圏域を基礎として成り立つが、同時にそれは異なる圏域相互の協同を含む重層的地域システムとしての展開と方向づけを含意している。

このような視点に立つてみるときに、1966年にウィーンで開かれた第23回国際協同組合同盟（ICA）大会で協同組合の原則の一つとして“協同組合間協同”がはじめて採択されて、さらに1995年のICAマンチェスター大会にも引き継がれて第6原則として位置づいていること、また、この大会では、第7原則に「地域社会への関与」という原則が加わっていることがあらためて注目される。

この点でとくに最近の日本で注目されるのは農協と生協の協同である。具体的には、おおむね市町村に立地している単位農協と単位生協との協同が多く、古くは1960年代にまでさかのぼることができる。その呼称も産地直結（略して「産直」）といい、生産者（産地）と消費者（消費地）との直結であり、その主な目的は両者の直接取引によって中間経費や中間利潤を圧縮して、生産者にとっては市況価格より高い販売価格、消費者にとっては市価より安い価格をそれぞれ実現することにあつた。

しかし、やがて生協と農協の提携の目的は、商品の品質、とりわけ農産物の安全性に関心が持たれるようになり、最近では生産者、産地、栽培方法などを明示する方式が取られ、生協の側からは安全基準を示すようになっている。

この中で消費者（生協組合員）が産地を訪れて生産者と交流する機会も増えており、都市住民が農業生産への理解を深める契機となっている。循環型地域システムをめざす活動としては初歩的であるが、都市と農村の新しい交流の流れを作っていることは確かであろう。

さらに環境保全にかかわる協同組合間協同として、漁協と森林組合の協同を挙げることができる。

日本では農協以外に第一次産業にかかわる協同組合としては、漁業については水産業協同組

合法にもとづく漁業協同組合、林業については森林組合法にもとづく森林組合がある。両者とも環境問題に関する活動についてはより積極的であり、しかも両者が協力して山林の植樹事業を進めているが、この中でとくに植樹事業に積極的なのは沿岸漁業や養殖漁業に力を入れているのは漁協である。地域の漁業資源を持続的に保全するためには、肥沃な森林資源が不可欠であるとの認識に立って、さらに広く森林資源の持つ多面的機能に着目して、森林組合と提携して例えば植樹活動を行っており、その活動は徐々に広がりつつある。

このことは環境保全における森林資源の役割がしだいに注目されていることを背景としているが、そのみではない。

漁協は共同漁業権を保有し漁場を管理することを基礎にして漁業生産事業を直営することが可能であり、現に漁協の事業の一環として養殖漁業（例えば、ほたての養殖）をはじめとして漁業の直営を実施してる漁協も少なくない。このことが地域資源の保全に対する関心と責任を高めるうえで基底的な条件になっているといえよう。

ほぼ同様の状況は森林組合についてもいえる。森林組合も、組合員からの委託があれば森林の経営を行うことができ、現に実施している事例も多い。つまり、森林組合も、地域資源（森林資源）の経営に直接に関与することができる地域システムとしての性格を有している。

このように漁協と森林組合が地域資源の保全に対して共通して高い関心を持ち、協同活動を行っていることの背景には、両者とも地域資源（漁場と森林）の所有・管理を基礎にして、生産と経営に直接かかわっている、ということが重要な条件になっていると見ることができる。

## V 結 び

小論では、現段階の地域政策の基調を新自由主義としてとらえ、それをめぐる対抗関係を経済的民主主義にもとづく地域づくりの課題について、地域産業における地域的集团的生産力を視点として、具体的に農業を中心にして検証してきた。

いうまでもなく、地域づくりをめぐる住民の協同は、協同組合の枠内にとどまるものではなく、NPOをはじめとする地域の諸組織との幅広い協同を視野に入れて明らかにする必要がある<sup>(12)</sup>。

そのさいに、地域経済の基礎構造の分析と地域づくりの主体形成について解明するうえで欠かせないキー概念として労働の社会化を基底とする地域関係労働の意義と役割が重要な意義を有するといえよう<sup>(13)</sup>。

また、農協に深くかかわる問題として、農地や不耕作地に農協がどのように対応すべきかが問われることになる（この点では漁協や森林組合の先進例が一步先んじている）が、それは新自由主義戦略にもとづく土地政策との対決を不可避とするであろう。

これらの課題の解明については、いずれも別の機会に譲りたい。

## 注

- (1) この点については、山田定市「独占禁止法の適用除外と農協の協同性・公共性」(北海学園大学開発研究所『開発論集第 80 号』, 2007 年 9 月, 所収) を参照されたい。
- (2) 新自由主義については多くの著作があるが、代表的な文献の一つとしてデヴィッド・ハーヴェイ著・渡辺治監訳『新自由主義——その歴史的展開と現在』新日本出版社, 2007 年) を参照されたい。
- (3) このことについては、山田定市「地域経済の転回と協同性・公共性」(21 世紀理論研究会編『資本主義はどこまで来たか——脱資本主義性と国際公共性』日本経済評論社, 2005 年, 所収) を参照されたい。
- (4) 地域については、古くから主として社会科学の諸領域で多様に論じられてきた。最近ではグローバリゼーションとのかかわりで、資本主義世界経済を視野に入れた世界システム論, ナショナルな視点を基軸にしてあらためて国民経済との関連で地域構造を論じた地域構造論, 地域経済の自律的發展を重視する地域の内発的發展論, などそれぞれのフレームワークにもとづいて議論が展開されてきた。この論点とかかわって、例えば以下の論稿を参照されたい。山田定市「現代資本主義と『過疎疎』」(北海道経済研究所『北海道における過疎問題, 『北海道経済別冊』〈第 7 集〉, 1966 年 7 月, 所収), 山田定市著『農と食の経済と協同——地域づくりと主体形式——』(日本経済評論社, 1999 年)。
- (5) 詳しくは山田定市『地域農業と農民教育』(日本経済評論社, 1980 年) を参照されたい。
- (6) 詳しくは、前掲、山田定市『農と食の経済と協同』を参照されたい。
- (7) 後述するように近年、新自由主義にもとづく経済構造改革のもとで、協同組合(具体的には農協)を独占禁止法の適用除外から外そうとする動きが強まっている。詳しくは前掲、山田定市「独占禁止法の適用除外と農協の協同性・公共性」(北海学園大学『開発論集 80 号, 所収) を参照されたい。
- (8) 農協合併については、太田原高昭「低成長期における農業協同組合——「制度としての農協」の盛衰——」(北海学園大学『経済論集』第 52 巻, 第 2・3 合併号, 所収)
- (9) 北海道・十勝地域の士幌町農協では地区内の大型農業用施設については極力、農協所有で調達し、組合員の共同利用に供している。この農協の共同資産の形成について本文の表 6 と同様の計算方式で算出すると、農協有形固定資産は農協有形固定資産と農家固定資産の合計額に対して 56 パーセントに達している (2002 年度末)。
- (10) この点については梶井功「農業・農協をめぐる最近の情勢と独占禁止法適用問題 (講演)」(北海道地域農業研究所『地域と農業』第 64 号, 所収) を参照されたい。
- (11) この点については、前掲、山田定市「独占禁止法の適用除外と農協の協同性・公共性」(北海学園大学開発研究所『開発論集』第 80 号, 2007 年 9 月, 所収) を参照されたい。
- (12) 現代の協同組合の基本的な位置と役割についての論点に関しては山田定市著: 李中華訳『現代協同組合論 (中国語版)』(遼寧人民出版社, 2005 年) を参照されたい。なお、この著書をまとめるにあたっては、日本学術振興会科学研究費基盤研究(B)「WTO 加盟に伴う中国農村におう社会経済の変化と対応に関する総合研究(平成 14~16 年度)」(研究代表者: 北海学園大学経済学部教授 池田均) に筆者も研究分担者として参加した共同研究の成果に負うところが大きい。
- (13) 地域関係労働については、宮崎隆志「地域関係労働の形成論理」(山田定市・鈴木敏正編著『社会教育労働と住民自治 下』, 筑波書房, 1992 年, 所収) を参照されたい。